

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の
第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務に関する意見等

団体名：公益社団法人日本アイソトープ協会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第3章第2節	67 頁下から 4 行目	許可届出使用者等が荷受し所持できるか否かは、法第29条（譲渡し、譲受け等の制限）及び30条（所持の制限）によるもので、運搬に係る技術上の基準に適合する検査には相応しくない。第2章の行為基準に適合する検査として実施すべき事項であり、この部分は削除すべきである。	【原案のとおり】 御意見の部分は、譲渡・譲受による運搬の実施に当たって、荷送人となる許可届出使用者等は必ず行う確認作業でもあることから、運搬に係る検査の視点に含めて示したものです。 したがって、原案のとおりとします。
2	第3章第2節	69 頁 11 行目	放射性輸送物の運搬に際して、運搬前に法令で定める技術上の基準に従っていることを確実にすべきことであり、その責任は荷送人にある。 ガイドのP67（3）①ハに荷送人となる許可届出使用者等に対する検査事項には、荷送人の予防規程等に定めた事業所等外運搬の手順に従い、外運搬に係る技術上の基準に適合した運搬が行われていることの確認が示されており、改めて荷受人に対して荷送人の責任事項を荷受人が確認していることを確認する必要はないと考えられる。したがって、P.69の11行目なお書きは削除すべきである。 一方で荷受人については、例えば放射性輸送物を受け取った時に輸送物に破損等がない、異常な漏洩線量がない、収納物に異常がないなどを確認する手順が予防規程等にあれば、それらの手順が受け取った	【原案のとおり】 法令上、荷送人となる許可届出使用者等は、放射性輸送物を技術上の基準に適合するよう措置を講じなければならず、その管理は荷受人となる許可届出使用者等に譲渡するまで義務が課せられることとなります。 御意見の部分は、放射性輸送物に対して、荷受人となる許可届出使用者等による受取時における当該輸送物の健全性の確認等を含めた受入手順等の実施状況の確認について、検査の視点として示したものです。 したがって、原案のとおりとします。

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の
第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務に関する意見等

			放射性輸送物が技術上の基準に従っていることを確認していると考えべきである。	
3	第3章第2節	69頁11行目	<p>この荷受人が収受に際しては、運搬が外運搬に係る技術上の基準に従って行われていることについて確認するという意味は、荷受人施設において事業所外運搬から継続した事業所内運搬をおこなうために事業所外運搬技術基準、すなわち RI 車運則第3条から第18条に適合していることを確認することか。</p> <p>通常事業所外運搬は荷送人の事業所の管理区域（届出販売事業者は保管委託先の事業所や空港及び港）から始まり、荷受人の事業所の管理区域（納品書などで取り決められた先方指定の受取場所）で完結することであり、荷送人である事業者は事業所外運搬記録のみ、荷受人側でも自分たちの事業所内であっても相手方の事業所外運搬が継続しており、事業所内運搬はもちろん運搬の記録自体もつけていないのが実状である。</p> <p>荷送人と荷受人の取決めに従い、荷受人が受け取るまでが荷送人の事業所外運搬であり、運搬のすべてを荷送人の責任にあるとしているのであれば、荷受</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>荷受人となる許可届出使用者等においても、事業所内運搬に関して管理を行う必要があり、それを踏まえれば、荷受の際に放射性輸送物から放射性同位元素の漏えいがないこと等の確認をし、正常な放射性輸送物であることの確認は必要と考えます。このような観点から、荷受人としてどのような確認を実施しているかについての状況を確認する旨を示したものです。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p> <p>※日本放射性医薬品協会の4番（P.11）に同旨の御意見あり</p>

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の
第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務に関する意見等

		<p>人は運搬に関与することがなく、荷送人への確認や運搬の記録の必要性もないのではないか。</p> <p>ただし、荷受人側には輸送物を受け取った際の確認の手順が予防規程にあり、もし何か問題があれば荷送人に連絡をすることが整備されている必要があると認識している。</p> <p>一方で荷送人と荷受人との取り決めが荷受人事業所境界渡しということであれば、ガイドに記載の通りで荷送人側が準備した輸送物が技術上の基準に適合しているかどうかを確認することが必要かと考える。</p> <p>荷受人の確認方法について、例えば荷送人側が個々の運搬ではなく、すべての運搬については技術上の基準に適合した輸送物により実施していることを書面等で宣言しており、それを荷受人が確認していることで荷受人の義務は満足されているとかがえてもよいか。</p>	
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の
第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務に関する意見等

団体名：一般社団法人日本放射線安全管理学会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第3章第2節	65頁 表の 届出販売(賃貸)業者が許可届出使用者に放射性同位元素を販売(賃貸)する場合	<p>この場合の「荷受人」および「事業所等における運搬作業者の被ばく等の管理」の欄に、「譲受(賃貸)する許可届出使用者」とあるが、許可届出使用者は借り受ける立場なので、少なくとも「賃貸」との表現は正しくない。</p> <p>「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」の6ページ5-1)の書きぶりに合わせて、「譲受け(又は借受け)する許可届出使用者」としてはどうか。</p>	<p>【御意見を踏まえ修正】</p> <p>御意見を踏まえ、「譲受(賃貸)する許可届出使用者」は、「譲受(借受)する許可届出使用者」に修正します。</p>
2	第3章第2節	66頁 15行目 ~21行目	<p>「イ 運搬された放射性同位元素等の受取りに係る責任者及び組織体制が放射線障害予防規程又はその下部規程等に定められていること」、「ロ 放射線障害予防規程又はその下部規程等に定めた運搬された放射性同位元素等の受取りに係る責任者及び組織体制が、放射線障害予防規程等に定められたとおり、実際に確保されていること。」とあるが、「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」規則第21条第1項第5号の部分には、「5-1)受入れ(譲受け又は借受け)、払出し(譲渡し又は貸付け)、保管、運搬又は廃棄に関する責任</p>	<p>【御意見を踏まえ修正】</p> <p>御意見を踏まえ、「受取りに係る責任者」は、「受入れに係る責任者」に修正します。</p>

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の
第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務に関する意見等

			者を規定すること。」とあり、受取りに係る責任者を定めることについては規定されていない。ゆえに、「受取りに係る責任者」ではなく、「受入れに係る責任者」ではないのか。	
3	第3章第2節	85 頁下から 3 行目	「38° C 度の条件下」とあるが、「38° C の条件下」の誤りと思われる。	【御意見を踏まえ修正】 御意見の部分は、誤記であり修正します。

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の
第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務に関する意見等

団体名：公益社団法人日本放射線技術学会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第3章第2節	58頁4行目	<p>(1)工場又は事業所において運搬する場合 (2)工場又は事業所の外において運搬する場合</p> <p>購入や譲渡の際の、事業所外から事業所（事業所から事業所外）への放射性同位元素等の運搬においては、その引き渡し場所や手続きの取り決めによって、「事業所内運搬」と「事業所外運搬」の境界が決定すると考えます。つまり、図面上の「事業所境界」で区切られるものではないと考えていますが、この点について説明があれば分かりやすいと考えます。</p> <p>例：「事業所内運搬」と「事業所外運搬」の境界は単に事業所境界によって決定するものではなく、運搬における責任の所在を移譲させた時点で決定するものであり、運搬の取決めによって明確にされる。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>「工場又は事業所において運搬する場合」及び「工場又は事業所の外において運搬する場合」は法令で定められているとおりであり、取決め等によってその区分を変更することはできません。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>
2	第3章第2節	65頁表1行目4列、6列目	<p>荷送人の事業所等における・・・ 荷受人の事業所等における・・・ とした方がわかりやすい。</p>	<p>【御意見を踏まえ修正】</p> <p>御意見を踏まえ、同表左から4番目の欄を「事業所等（荷送側）における運搬作業者の被ばく等の管理」に、同表の最右欄を「事業所等（荷受側）における運搬作業者の被ばく等の管理」に修正します。（下線部を追記）</p>

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の
第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務に関する意見等

3	第3章第2節	65 頁表 4 行 目 7 列	<p>（荷受人の）事業所等における運搬作業者の被ばく管理について 作業分担が「譲受する許可届出使用者」になっているが、 医療施設では、貯蔵施設までの事業所内運搬も委託する場合がありますので、（両者の取決めによる）を追記した方がよい。</p>	<p>【原案のとおり】 運搬を外部業者等に委託する場合であっても、荷受側の事業所の管理区域に立ち入る場合の被ばく管理は、「譲受する許可届出使用者」において行う必要があります。 したがって、原案のとおりとします。</p>
4	第3章第2節	65 頁表 4 行 目 4 列	<p>（荷送人の）事業所等における運搬作業者の被ばく管理について 作業分担が「譲渡する許可届出使用者」になっているが、 医療施設では、貯蔵施設からの事業所内運搬も委託する場合がありますので、（両者の取決めによる）を追記した方がよい。</p>	<p>【原案のとおり】 同上</p>

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の
第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務に関する意見等

団体名：一般社団法人日本非破壊検査工業会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第3章第2節	63頁6行目	<p>事業所内の手続きにおいて、ルーチン的に実施されるケースの場合、社内規定などにその手順が示される。</p> <p>立案、計画、承認、報告、確認等は、簡略化されており、業務連絡書、運搬計画書、運搬指示書、承認書、運搬報告書などは、チェックシート等で簡略化されているケースが多い。</p> <p>あくまで事業所内での簡易運搬であり、事業所外運搬（B型輸送に匹敵する）書類の要求は過度である。運搬方法、確認方法等は、予防規程若しくは下部規定で定められており、その運用の確認で良いと考える。予防規程は、各事業所でオーサライズされた要領であります。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>本ガイドは、検査の視点として、検査で確認する書類の例を示したものであり、要求を示したものではありません。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>
2	第3章第2節	65頁	<p>運搬の取決め若しくは防護規程により、これらの分担については、各者で共有化されている。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>御意見の主旨が明確ではありませんが、検査においては、許可届出使用者等における運搬に当たっての管理の内容を確認するための視点を示すものです。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>
3	第3章第2節	67頁1行目	<p>荷送人から運搬の委託を受けた者は、放射性同位元素の使用者ではなく、また、使用者の許可の範疇で</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>御意見の主旨が明確ではありませんが、荷受側</p>

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の
第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務に関する意見等

			<p>はない。</p> <p>運搬に従事する者は、輸送物の積み込み、固縛の実施、輸送となり、輸送業者の定める防護規程に基づき運用されている。この中で、教育、健康診断、被曝線量の測定が実施されている実態を考えると、荷送人または荷受人の管理区域内の立入がある場合は、一時立ち入りで可能と考える。</p>	<p>の事業所の管理区域に立ち入る場合の被ばく管理は、「譲受する許可届出使用者」において行う必要があります。</p> <p>このため、検査においては許可届出使用者等におけるそれらの実施状況の内容を確認するための視点を示したものです。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>
4	第3章第2節	67頁26行目	<p>荷送人は、運搬の計画については、運搬の取決めの締結により、明確となる。</p> <p>また、輸送依頼書（輸送物の情報、荷送先の情報、運搬者の情報、日時など）により明確となり、輸送記録の受領を持って、輸送の確認は可能である。</p> <p>予防規程、防護計画書などにより明確である。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>御意見の主旨が明確ではありませんが、検査においては、許可届出使用者等における運搬に当たっての管理の内容を確認するための視点を示したものです。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>
5	第3章第2節	68頁1行目	<p>運搬業者は、防護計画書により明確となっている。</p> <p>許可使用者等は、予防規程で明確になっている。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>同上</p>
6	第3章第2節	全般	<p>運搬の技術基準は、国土交通省の放射性同位元素等車両運搬規則で規定されている。許可使用者から運搬を委託するために必要な組織、手続きの確認事項が検査の対象と思われる。運搬中に関しては、運搬取決めで取り決めた情報の取得の取得や連絡体制の運用である。</p> <p>運搬の委託は、注文行為であり、注文手続きが事業者ごとに定められている。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>御意見の主旨が明確ではありませんが、検査においては予防規程等を踏まえた許可使用者等における運搬に当たっての管理の内容を確認するための視点を示したものです。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の
第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務に関する意見等

			<p>輸送物とする場合は、多くの場合、メーカーの手によって梱包される。</p> <p>また、予防規程ガイドでは、運搬の方法及び運搬に関する事業所内の手続きを規定することとあり、検査における主な視点等の例で記載されている内容を想像することができない。</p> <p>記載について見直して頂きたい。</p>	
--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の
第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務に関する意見等

団体名：日本放射性医薬品協会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第3章第2節 II 2. (1) 表	65 ページ事 例	記載内容はあくまでも「例」であり、事業者にて実態に即して分担するという点でよいでしょうか。	【原案のとおり】 御意見のとおり、当該表は例示であり、実際の運搬に関与する者に係る作業分担に従って、その責任範囲が定まる旨を示したものです。 したがって、原案のとおりとします。
2	第3章第2節 II 2. (2) ②	66 ページ 14 行目	「荷受人となる許可届出使用者（中略）に対する検査事項」とあるが、RI の荷受けは荷受人となる許可届出使用者等の事業所等軒先であり、荷受した時点で事業所等内運搬となります。したがって、本項目は事業所等内運搬の項目とすべきではないでしょうか。	【修正の可否を検討】 工場又は事業所における運搬（事業所に入構した時点から）は事業所内運搬となりますが、御意見の部分の内容は、外運搬に引き続いて行われるものであることとの関連性を踏まえ、本項に示したものです。 御意見を踏まえ、上記の旨の注記を付すか、構成を変更して、示す箇所を変えるなどについては、検討します。
3	第3章第2節 II 2. (3) ①ハ	68 ページ 12 行目	「解析による評価」とは何を指しますか。	【修正の可否を検討】 A型輸送物又はBM型・BU型輸送物に係る技術上の基準への適合性を解析により評価する場合を念頭に示したのですが、例示する内容については、検討します。
4	第3章第2節 II 2. (3) ②ロ	69 ページ 5 ～8 行目	「荷受人は、（中略）運搬が外運搬に係る技術上の基準に従って行われていることについて確認して	日本アイソトープ協会の3番（P. 2）と同じ

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の
第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務に関する意見等

			いることを確認する」とあるが、自らが運搬を委託していない運搬物についてまで当該技術基準遵守を確認させることは過剰な要求と考えます。	
--	--	--	-------------------------------------------------------------------	--

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の
第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務に関する意見等

【以下の団体等は意見なし】

- 公益社団法人日本アイソトープ協会 放射線安全取扱部会
- 大学等放射線施設協議会
- 公益社団法人日本医師会
- 四病院団体協議会
- 放射線照射工業連絡協議会
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構